屋外広告業者に対する登録の取消し等に係る取扱要綱

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この要綱は、屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づく登録の取消し、又は6月以内の期間を定めて営業の全部若しくは一部の停止の命令(以下「処分」という。)等をするために必要とされる基準及び手続を定めることによって、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正な執行に資することを目的とする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 法 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)をいう。
 - (2) 条例等 条例及び屋外広告物条例施行規則(平成4年兵庫県規則第69号。以下「規則」という。)をいう。
 - (3) 景観行政団体等が定める条例等 規則第31条で定める市町が制定した屋外広告物条例及び 屋外広告物条例施行規則をいう。
 - (4) 屋外広告業者 条例第26条第1項の規定に基づく登録を受けた者をいう。
 - (5) 無登録業者 条例第26条第1項の規定に基づく登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
 - (6) 当事者 処分の対象となる者をいう。
 - (7) 登録の取消し 条例第27条第1項に規定する屋外広告業の登録を取り消すことをいう。
 - (8) 営業停止の命令 条例第27条第1項に規定する屋外広告業者に対して期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
 - (9) 処分等 登録の取消し、営業停止の命令及び文書による勧告(以下「文書勧告」という。)をいう。
- (10) 告発 刑事訴訟法((昭和23年7月10日法律第131号)第239条第2項に規定する告発をいう。

第2章 処分等の基準

(登録の取消し)

- 第3条 屋外広告業者が別表第1の左欄に掲げる登録の取消し事由に該当することとなった場合に あっては、その登録を取消すものとする。
- 2 登録の取消し以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(営業停止の命令及び文書勧告)

- 第4条 屋外広告業者が別表第2の左欄に掲げる営業停止を命ずる事由に該当することとなった場合にあっては、その営業の全部又は一部の停止を命ずるものとし、営業停止を命ずる期間(以下「営業停止期間」という。)は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。
- 2 営業停止期間は、複数の営業停止を命ずる事由に該当することとなった場合にあっては、それ ぞれの事由に応じて定める日数のうち、最大の日数とする。
- 3 当事者が別表第3の左欄に掲げる処分の加重に係る事由(以下「加重事由」という。)に該当することとなった場合にあっては、同表の左欄に掲げる加重事由に応じ、同表の右欄の処分日数を営業停止期間に加算できるものとし、複数の加重事由に該当することとなった場合にあっては、それぞれの加重事由に応じて定める処分日数を当該営業停止期間に加算できるものとする。なお、

別表第2の右欄の処分日数は、過去5年間に処分歴が無く指導に適正に従った場合にあっては90日以内の範囲で処分を軽減することができる。

- 4 県が条例等又は景観行政団体等が定める条例等に違反している事実を確認した時点から過去5年の間、当事者が条例等に基づく登録取消し又は営業停止の命令を受けた者でなく、前項の規定により営業停止の命令を受けなくなったものであるときは、当該当事者に対して文書勧告を行うものとする。ただし、同一の屋外広告業者に対する文書勧告は、2回を限度とする。
- 5 第1項の営業停止の命令を受けている当事者は、営業停止期間内に規則第24条に規定する登録 の更新を申請することができない。
- 6 営業停止の命令以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、 引き続き施工できるものとする。

第3章 処分の手続

(処分の手続)

第5条 処分に係る手続は、兵庫県行政手続条例(平成7年兵庫県条例第22条)及び聴聞手続規則 (平成6年兵庫県規則第59号)による。

(景観審議会の意見)

第6条 前条の処分をしようとする場合の手続を終了し、処分の決定をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことができる。

(処分の通知)

- 第7条 処分を行うことを決定したときは、当事者に対し、遅滞なく、当該処分の理由を示して通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。
- (1) 登録の取消し 屋外広告業登録取消し通知書
- (2) 営業停止の命令 屋外広告業営業停止命令通知書
- 3 処分を行わないことを決定したときは、その旨を文書で通知する。

第4章 無登録業者に対する措置

(警告)

第8条 無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、文書により登録を要請し、事情を確認するために来庁を求めることができる。なお、来庁指定日に来庁しない場合や来庁日より2か月を経過しても登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる場合は文書勧告を行うものとする。 (告発)

第9条 知事は、文書勧告後2か月を経過しても登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる場合は告発を行うものとする。

第5章 雑則

(他の地方公共団体等への通知)

- 第 10 条 知事は、屋外広告業者の処分をしたときは、当該業者の氏名、住所、処分の内容、処分の期間等を以下に掲げる者に通知する。
- (1) 国土交通大臣
- (2)滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の知事

- (3) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の指定都市及び中核市の長(他の地方公共団体における処分)
- 第 11 条 知事は、以下に掲げる者が屋外広告業者の処分をしたときは、当該屋外広告業者に対して 文書勧告を行うことができる。ただし、同一の屋外広告業者に対する文書勧告は、 2 回を限度と する。
- (1) 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の知事
- (2)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の指定都市及び中核市の長 (景観行政団体等の特例を適用する市町との連携について)
- 第 12 条 知事は屋外広告業者が、景観行政団体等が定める条例等に違反している事実を確認するために、規則第 31 条で定める市町の長に対し、条例違反条項の照会をすることとする。
- 2 前項の規定に関わらず、規則第 31 条で定める市町の長は、知事に対し景観行政団体等が定める 条例等に違反した屋外広告業者の氏名等を通知することができる。

附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年12月4日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

取消し事由	処分
1 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき	
2 条例第 26 条の 4 第 1 項に規定している各号のうち次のいずれかに該当	
することとなったとき	
(1) 屋外広告業を営む法人が第 27 条第1項の規定により登録を取消された	
場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者で	
その処分のあった日から2年を経過しない者	
(2) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せ	
られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2	
年を経過しない者	
(3) 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でそ	
の法定代理人が(1)又は(2)のいずれかに該当するもの	登録の取消し
(4) 法人でその役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるも	
の	
(5) 営業所ごとに条例第 26 条の9第1項に規定する業務主任者を選任して	
いない者	
3 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次のいずれ	
かに該当するもの	
(1) 条例第 18 条第1項の規定(景観行政団体等が定める条例等のうち、同	
項の規定と同等の内容の規定を含む)による措置命令に違反した者	
(2) 条例第 27 条第 1 項の規定による営業の全部又は一部の停止の命令に違	
反した者	

別表第2(第4条第1項関係)

命令事由	処分
1 条例第 26 条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし	
たとき	
│ │ 2 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次のいずれ	
かに該当するもの	
 (1) 条例第4条第1項、第5条第1項から第3項まで又は第6条の規定(景	90 日以内の
観行政団体等が定める条例等のうち、同項の規定と同等の内容の規定を	営業停止
含む。) に違反して広告物等を表示し、又は設置した者	
(2) 条例第 14 条第 1 項の規定(景観行政団体等が定める条例等のうち、同	
項の規定と同等の内容の規定を含む。) に違反して広告物の内容に変更	
を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者	
3 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次のいずれ	
かに該当するもの	
(1) 条例第 29 条第 1 項の規定(景観行政団体等が定める条例等のうち、同	60 日以内の
項の規定と同等の内容の規定を含む。) による報告又は資料の提出をしな	営業停止
かった者	
(2) 条例第 29 条第1項の規定(景観行政団体等が定める条例等のうち、同	
項の規定と同等の内容の規定を含む。) による検査又は質問を妨げた者	
4 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次のいずれ	
かに該当することとなったとき	
(1) 条例第 13 条の規定(景観行政団体等が定める条例等のうち、同項の規	
定と同等の内容の規定を含む。) に違反した者	30 日以内の
(2) 条例第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定 (景観行政団体等が定める条	営業停止
例等のうち、同項の規定と同等の内容の規定を含む。) による届出をせ	日来け丘
ず、又は虚偽の届出をした者	
(3) 条例第 26 条の 7 第 1 項の規定による届出を怠った者	
(4) 条例第 26 条の 10 に基づく標識を掲げていない者	
(5) 条例第 26 条の 11 に基づく帳簿を備えていない又は保存していない者	

別表第3(第4条第3項関係)

加重事由	処分
1 悪質であると判断した場合	
(指導中に違反を繰り返す場合、提出書類の偽造を行った場合など)	30 日以内
2 相当数の違反広告物等を掲出している場合(原則、5件以上)	
3 過去に処分歴がある場合	